

ファイブテン・ワールド3

無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）

商品概要確認資料

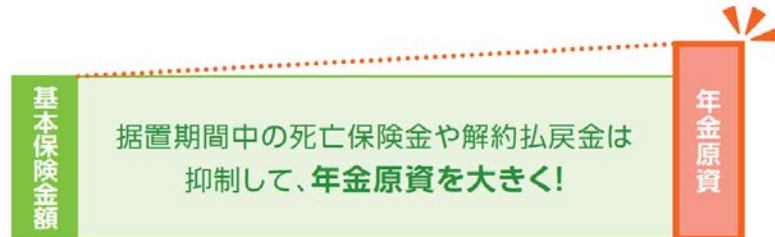


T&Dフィナンシャル生命

Point
1

基本保険金額以上の年金原資額がご契約時に確定します

- 死亡保険金額は基本保険金額（一時払保険料）と同額になります。

Point
2

据置期間は5年・10年から選択できます

- 何年後に受取を始めたかによって、据置期間を選びます。

据置期間5年

据置期間10年

Point
3

基本保険金額以上の介護認知症保障額でそなえることができます

- 据置期間中に、以下のいずれかに該当した場合、介護認知症保障額が受け取れます。（*）

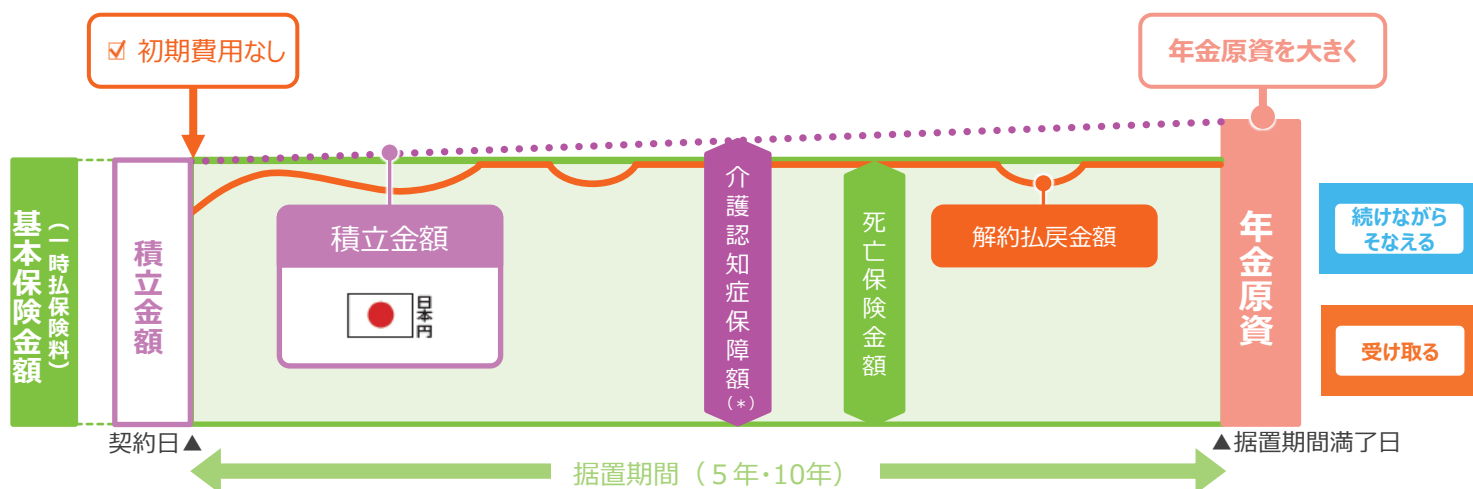
公的介護保険制度 要支援1以上

認知症と診断確定

（*）介護認知症保障額は、介護認知症年金でのお受取に代えて、一時金でのお受取りも可能です。

しくみ図
<イメージ>

しくみ図<イメージ>は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



（*）一時払保険料に積立利率を用いて計算された金額となります。

主な取扱規程

据置期間	5年	10年
被保険者の契約年齢	40～90歳	40～85歳
基本保険金額	100万円以上、7億円以下（1,000円単位）	
運用通貨	日本円	
年金の種類	確定年金（年金支払期間：5・10・15・20・25・30・35・40年）、年金原資確保型終身年金	
付加できる主な特約	終身保険移行特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約	



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

商品の概要

主な保障内容	お支払事由	お支払金額
死亡保険金	被保険者が据置期間中に死亡されたとき	被保険者が死亡された日の基本保険金額と同額
介護認知症年金	被保険者が据置期間中に公的介護保険制度の要支援1以上または所定の認知症に該当し、介護認知症年金支払日に生存されているとき	介護認知症年金支払開始日における積立金額を介護認知症年金原資として計算した介護認知症年金額（＊）
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額を年金原資として計算した年金額（＊）
据置期間	5年または10年	解約払戻金
	あり	配当金
		なし

（＊）介護認知症年金額または年金額は、ご契約時に定まっておりません。将来お受取になる介護認知症年金額または年金額は介護認知症年金原資または年金原資および介護認知症年金支払開始日または年金支払開始日における基礎率など（予定利率・予定死亡率など）に基づき計算されます。

⚠

この保険には金利変動リスクがあります。

■「ファイテン・ワールド3（円貨プラン）」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を解約払戻金額に反映させる仕組みとなっており、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、介護認知症年金原資額、年金原資額について、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険（生命保険）です。

■死亡保険金額および解約払戻金額は、一時払保険料（年金支払開始日変更後は基本保険金額）を上回ることはありません。

■解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

積立利率とは

●積立利率は積立金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率のことをいいます。

●積立利率は当社が定める期間における対象となる指標金利の平均値に基づいて毎月2回（1日と16日）設定されます。

お客さまにご負担いただく諸費用

●「ファイテン・ワールド3（円貨プラン）」にかかわる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用																																	
据置期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要の費用」、「死亡保険金に関する費用」、「介護認知症の保障に必要な費用」を控除したうえで定めております。したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。																																	
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合 に必要な費用	据置期間中に解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。 <table><tr><td>据置 期間</td><td>経過年数</td><td>1年未満</td><td>1年以上 2年未満</td><td>2年以上 3年未満</td><td>3年以上 4年未満</td><td>4年以上 5年未満</td></tr><tr><td>5年</td><td>解約控除率</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.30%</td><td>0.15%</td></tr><tr><td rowspan="3">10年</td><td>解約控除率</td><td>1.5%</td><td>1.35%</td><td>1.20%</td><td>1.05%</td><td>0.90%</td></tr><tr><td>経過年数</td><td>5年以上 6年未満</td><td>6年以上 7年未満</td><td>7年以上 8年未満</td><td>8年以上 9年未満</td><td>9年以上 10年未満</td></tr><tr><td>解約控除率</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.30%</td><td>0.15%</td></tr></table> ※年金支払開始日を変更（据置期間を延長）した場合は、変更基準日からの据置期間中に解約・減額される際、経過年数に応じた解約控除率がかかります。解約控除率は変更基準日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。	据置 期間	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%	10年	解約控除率	1.5%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
据置 期間	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満																													
5年	解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%																													
10年	解約控除率	1.5%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%																													
	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満																													
	解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%																													
介護認知症年金支払開始日以後、 年金支払開始日以後(年金支払移行 特約（I型）、新遺族年金支払特約、 介護認知症年金支払移行特約により 年金をお受取になる場合を含みます)	年金の支払 管理等に必要な 費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率（*） （*）年金の支払管理等に必要な費用は、介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT & Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。																																	

- 本資料は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。

●本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「連動通貨」を「運用通貨」として、「介護認知症年金原資額」を「介護認知症保障額」として記載しております。